

返 戻 金 制 度 に つ い て

採用決定者の退職等

採用決定者が入社日以後、3ヶ月以内に雇用契約を終了し退職したとき、支払われた紹介料を、以下の通りに返還するものとする。但し、雇用事業所の責に帰すべき事由による解雇又は退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態による場合には、乙は当該返還義務を負わないものとする（但し、短期雇用契約書に基づく採用の場合はこれを適用しない）。

- ◎ 雇用契約期間 1 ヶ月未満に雇用契約を終了し退職した場合 80%
- ◎ 雇用契約期間 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満に雇用契約を終了し退職した場合 50%

平成 30 年 10 月 1 日

グローバルイノベーションコンサルティング株式会社

東京都墨田区緑 1 丁目 21-10 BR 両国 2 ビル 2 階
(有料職業紹介事業許可番号 13 - ユ - 309793)